

# 平成 30 年度事業計画



公益社団法人  
全国シルバー人材センター事業協会

# 目 次

	頁
第1 シルバー人材センターを取り巻く環境	1
第2 シルバー人材センター事業の今後の方向性	2
第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業	
1 会員の拡大	5
2 就業機会の拡大	5
3 安全就業の推進	6
4 適正就業ガイドラインに沿った事業運営	6
5 シルバー派遣事業	6
6 職業紹介事業	6
7 業務拡大への対応（高齢法第39条）	7
8 「きらりシルバー応援事業」	7
9 福祉・家事援助サービス事業	7
10 成長分野における請負就業	7
11 地域就業機会創出・拡大事業	8
12 ハローワーク等関係機関との連携強化	8
13 社会参加活動の推進	9
14 会計処理体制（内部牽制体制等）の確率と会計処理の適正化	9
15 事業運営基盤の強化	9
第4 全シ協が行う事業	
1 会員及び就業機会の拡大に関する指導・支援事業	11
2 安全就業指導事業	11
3 指導事業	11
4 研修事業	15
5 情報の収集・提供等	16
6 普及啓発事業	16
7 諸会議の開催	17
8 その他の事業等	18
第5 平成30年度 国のシルバー事業関連予算	
1 シルバー連合関係	19
2 全シ協関係	19
3 その他	19
（表1 平成30年度 国のシルバー事業関連予算）	20
<b>【参考】</b>	
（平成30年度 全シ協主催研修等実施計画）	21
（平成30年度 全シ協主催会議等開催計画）	22

# 平成 30 年度事業計画

## 第 1 シルバー人材センターを取り巻く環境

我が国の総人口は、平成 20 年にピークを迎え、以降減少傾向にある。平成 29 年 9 月 1 日現在では 1 億 2667 万 8 千人と、前年と比較すると 22 万 5 千人の減少となっている。

一方、65 歳以上の高齢者人口は、昭和 25 年以降一貫して増加し、平成 24 年に 3000 万人を超え、平成 29 年 9 月 1 日現在では 3510 万 6 千人と、前年と比較すると 56 万 2 千人の増加となっている。

総人口に占める高齢者人口の割合は 27.7% となり、過去最高となった。年齢階級別にみると、70 歳以上人口は 2513 万 6 千人（総人口の 19.8%）で、我が国の約 5 人に 1 人が 70 歳以上となっている。また、90 歳以上人口は 204 万 7 千人（同 1.6%）で、初めて 200 万人を超えた。高齢者人口の割合は今後も上昇を続け、「平成 29 年版高齢社会白書」によると、第 2 次ベビーブーム期（昭和 46 年～49 年）に生まれた世代が 65 歳以上となる 2040 年には、35.3% になると推計されている。

雇用情勢を見ると、景気回復が続く中、平成 30 年 1 月の失業率は 2.4% と、平成 5 年 4 月以来の低水準になっており、有効求人倍率も 1.59 倍と、昭和 49 年 1 月以来の高水準になっている。高齢者の就業者数は、13 年連続で前年に比べ増加し、平成 28 年には 770 万人と過去最多となっている。また、高齢雇用者について、正規・非正規の職員・従業員の推移をみると、正規・非正規共に増加傾向で推移しているが、特に非正規の職員・従業員は、平成 18 年の 122 万人から平成 28 年には 301 万人となり、10 年間で約 2.5 倍と大きく増加している。

このように経済・雇用環境が好調であることは、就業を希望する高齢者に就業機会を提供することを使命とするシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）にとっては追い風が吹いているといっても差し支えない。人手不足により高齢者の労働力が強く求められる中、平成 29 年度のシルバー派遣の実績が順調に伸びている（契約金額の 12 月の前年同月比 33.6% 増）事実がこれを雄弁に物語っている。「働き方改革実現会議」が、平成 29 年 3 月 28 日に決定した「働き方改革実行計画」においても、「健康づくりやフレイル対策を進めつつ、シルバー人材センターやボランティアなど、高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供する。」とされており、シルバー事業の重要性とシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっている。

したがって、シルバー人材センター、シルバー人材センター連合本部及び全国シルバー人材センター事業協会（以下それぞれ「センター」、「連合本部」、「全シ協」という。）は、地域社会の大きな期待に応えるため、平成 30 年度においても、シルバー事業の「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、一丸となって事業推進に取り組んでいく。

## 第2 シルバー人材センター事業の今後の方向性

平成30年度においては、地域社会の課題解決の担い手として、期待されている「介護周辺業務や育児支援を中心とした福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「新総合事業」という。）、「空き家管理対策事業」などを推進するとともに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という。）に基づく労働者派遣事業における高齢者派遣の優位性を活かして、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じ、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献する。

また、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには「会員の拡大」が最重要課題となる。センター会員数は平成21年度をピークに7年連続で減少しているが、平成29年度は平成30年1月末現在で732,424人と平成28年度末に比べて14,049人増加している。

平成29年度は、平成26年度に策定した「会員100万人達成計画」（以下「第1次100万人計画」という。）の最終年度であり、当初計画の達成を図るべく最大限の努力を行って取り組んできたが、達成状況は73.2%であった。

平成30年度においては、第1次100万人計画の分析と評価を踏まえ、平成30年度から平成36年度までの7年間を計画期間とし、増加率を平成30年度からの3年間は3.9%、平成33年度からの4年間は5.8%とする「第2次会員100万人達成計画」（以下「第2次100万人計画」という。）に基づき、会員増加に取り組むこととし、第2次100万人計画の中間期である平成32年度末には、会員80万人を達成する。

このため、高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」を実践できるよう、センター、連合本部及び全シ協が相互に一層の緊密な連携を図り、次の事項を重点として事業を展開する。

### ○ 中長期計画に基づく事業運営

センター及び連合本部で策定した「中長期計画」に基づき、着実な業務運営を行うとともに、実績等の分析を行い、必要に応じ見直しを図る。

### ○ 会員及び就業機会の拡大

活力ある団体運営を行うには、会員の拡大が不可欠であり、会員の拡大に対応するには、就業機会の確保が必要である。会員拡大目標については、第2次100万人計画に基づく中長期計画において会員拡大目標を定め、それに対応する就業延人員目標を定めて、「PDCAサイクルによる目標管理」を行うことにより確実な目標達成を目指す。

### ○ 多様な働き方の推進

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくには、センターの基本線である請負就業に加えて、シルバー派遣や職業紹介による働き方を推進する。

なお、それぞれの就業においては「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を基本としつつ、労働者派遣事業及び職業紹介事業に取扱を限定した、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）」第 39 条（※）に基づく業務拡大を進める。このため、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事の指定を受けるべく適切な対応を図っていく。

#### ○ 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」（以下「適正就業ガイドライン」という。）は、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な請負契約における就業の根絶及び臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業の是正に向けてセンター及び連合本部を挙げて取り組む。

#### ○ シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携

高齢者の多様なニーズに応じた多様な就業機会を提供するため、ハローワーク等関係機関及び各地域の業界団体等との連携を強化する。

#### ○ 地域社会との信頼関係の確立

センターが、地域社会の一員として存在意義を高めていくためには、ボランティア等の社会活動のほか、地域の課題解決などを図るため、日常的に地方自治体等との緊密な連携を図ることが重要である。

#### ○ 交通事故防止の具体的対策

昨年度に策定した「シルバー人材センターにおける安全な運転のために～高齢運転者等に係るガイドライン～」（以下「安全な運転のために」という。）に沿った具体的対策の実施により、運転業務に就業する会員の交通事故の防止に努める。

#### ○ 検討会報告書の提言の推進

「シルバー人材センター事業のあり方に関する検討会報告書（第一次～第三次）」（以下「シルバー事業検討会報告書」という。）及び「生涯現役社会の実現に向けたシルバー人材センター事業の機能強化に関する検討会報告書」（以下「シルバー事業機能強化検討会報告書」という。）の提言を推進する。

(参 考)

※ 高齢法第 39 条

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第39条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第1項第2号及び第4号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第2号及び第4号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、～（以後、省略）。

### 第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業

センター及び連合本部は、シルバー事業の方向性に沿って、以下の事業を着実に実施し、全シ協は研修、指導及び情報提供等によりこれを支援する。

#### 1 会員の拡大

会員拡大に向けて、「会員増加に向けた取組事例集」に示した下記項目を参考にし、様々な取組を実施する。

##### (1) 入会促進の取組

- ① 会員による1人1会員入会活動の実施
- ② 入会説明会の説明内容の見直し
- ③ 入会希望者に対し、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供
- ④ シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材育成事業の活用による新規会員の確保
- ⑤ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業等参入による女性会員の確保

##### (2) 退会抑止の取組

- ① 未就業会員への就業相談及び就業促進の実施
- ② 非就業会員継続制度（ゴールド会員、プラチナ会員制度等）導入の検討

##### (3) 魅力あるセンターづくり

- ① ボランティア活動やイベントへの参加を通じたセンター活動の紹介
- ② ホームページの活用によるセンター活動の紹介

##### (4) 組織的取組

- ① 会員又は女性会員を拡大するための専門部会又は委員会等の設置（会員拡大部会、女性会員拡大部会等）
- ② 目標管理（PDCAサイクルによる目標管理）の徹底
- ③ ハローワーク、事業主団体、企業等関係機関と連携した会員拡大

#### 2 就業機会の拡大

就業機会の拡大に向けて、会員の就業ニーズと地域企業等のニーズを把握・分析し、以下の取組を行う。

- ① 会員による1人1仕事開拓
- ② シルバー派遣事業の拡大
- ③ 過去の発注先への訪問
- ④ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業への参入
- ⑤ 空き家管理対策事業への参入
- ⑥ 未充足受注や多人数を必要とする大型受注等に対応するための連合本部の広域調整機能の強化（近隣センターに会員未充足の受注を情報提供する、1契約に複数センターの会員が就業するなど）
- ⑦ 企業と協同した職種の開拓・開発による雇用・就業の全国展開

## ⑧ 業界団体等との連携による就業機会の拡大

### 3 安全就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の展開を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のなお一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要である。

このため、全シ協作成の「シルバー世代の健康管理」などを活用し、会員自らが健康維持・管理に努めるよう、健康診断受診の徹底などを図る。それとともに「安全就業ニュース」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図ることとする。

さらには、ヒヤリ・ハット体験事例を収集し、要因分析により対策を講じ、事故の根絶に努める。

また、「安全な運転のために」を実効あるものとするため、各連合本部において運転業務に係る安全就業基準を定め、運転業務に就業する会員に診断、講習等を義務づけ、交通事故についても事故の根絶に努める。

### 4 適正就業ガイドラインに沿った事業運営

適正就業ガイドラインは、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進することが求められる。適正な請負就業として問題がある事案については、偽装請負を根絶するため、早期にシルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替え、安易な先送りはしないことが重要である。

また、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正する。

### 5 シルバー派遣事業

シルバー派遣事業については、高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や保育及び介護等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業の着実な拡大を通じて、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されている。

このため、国が設定した「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の派遣就業延人員の全国目標 600 万人日の達成に向けて、シルバー派遣事業の拡大を図る。

また、全シ協独自目標として、各連合本部の取り扱う契約金額の目標は、対前年度比 20%以上の増加とする。

### 6 職業紹介事業

職業紹介事業については、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の雇用による就業を希望する高齢者等に対して、ハローワーク等関係機関との連携を



図りつつ、適正かつ適切な職業紹介を行う。

また、シルバー人材センター連合が行う職業紹介事業の対象となる求職者の範囲は、センター会員のみならず地域の高齢者も含まれていることについて地域に周知する。

## 7 業務拡大への対応（高齢法第 39 条）

高齢法第 39 条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事の指定を受けるべく適切な対応を図る。

また、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応を図る。

## 8 きらりシルバー応援事業

現役世代人口が減少し、人手不足が深刻化する中で、センターに対する社会の期待は増大しているものの、会員の減少等により、その期待に応えられていないセンターが増えている。

このような状況の中で、センターの一層の機能強化を図るため、今までにない斬新な会員拡充（入会促進・退会予防）及び就業拡大に係る取組を行うモデル事業として、全国 10 センターできらりシルバー応援事業を実施する。実施センターでは、最長三年間、毎年その取組の効果を分析・評価し、効果的な取組として他のセンターにも展開できるよう報告書をまとめる。

## 9 福祉・家事援助サービス事業

センターが請負として実施している福祉・家事援助サービス事業の中には、高齢者や障害者等に対し、介護保険の給付の対象とならない身の回りの世話等を提供する福祉サービス、福祉サービスの対象者以外の個人家庭を対象とする家事援助サービス、未就学児及び小学生以下の児童を対象とする育児支援サービスがあり、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後ますます需要が増加するものと予測される。

しかしながら、サービスを提供する会員の高齢化や本事業での就業を希望する会員の不足、利用者から求められる質の高いサービスに十分対応しきれていないなどの課題も多く見られる。

このため、各センターで取り組むことのできる福祉・家事援助サービス事業の検討、事務局体制の整備、就業会員に対する研修の実施、女性会員を中心とする就業会員の確保等、さらに多くのセンターが本事業に積極的に取り組みを推進し、事業の底上げを図る。

## 10 成長分野における請負就業

成長分野における請負就業は、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場を広げるために欠くことの出来ない分野である。

このため、成長が期待される請負就業分野について、実態の把握及び情報の提供を行うことにより、未実施センターの参入を促進する必要がある。

### (1) 新総合事業

新総合事業については、改正介護保険法に基づき、平成29年4月までに段階的に地方自治体が主体となって実施することとなっており、平成29年度末までに受託済及び平成30年度受託予定を含めると、全国で396センターが本事業の受託団体となっている。

事業実績のないセンターについては、地域包括支援センターとの連携を図り実績向上を目指し、参入を希望しているセンターについては地域の協議体に必ず参加し、受託に向けた準備を進めることとする。

また、受託団体の担当者間で情報交換などを行いながら、本事業の継続的かつ安定的な運営にあたることも重要である。

### (2) 空き家管理対策事業

空き家管理対策事業は、全国的な広がりを見せており、実施センター数は平成29年9月現在382センターであり、今後実施予定を含めると608センターとなっている。

このような状況を踏まえ、地域によっては、センターが地方自治体と連携し、空き家の管理業務を実施することにより、高齢者の就業機会の確保と良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与しているところである。

今後、空き家管理対策事業の実施を検討しているセンターは、先進事例の情報を収集するとともに、収集した情報及び取組内容を活用して、多くのセンターが空き家管理業務の実施団体となるべく地方自治体と協議することが必要である。

## 11 地域就業機会創出・拡大事業

地域社会においては、介護をはじめとする少子高齢化への対応、子育て支援や地域経済の活性化、環境問題等、多くの課題を抱えており、シルバー事業においても、これらのニーズに対応していくことが求められている。

このため、地域の地方自治体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化及び地域社会の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出するための事業を企画し、シルバー事業として継続可能な事業を立ち上げることにより、高齢者の新たな就業機会の拡大を図る。

## 12 ハローワーク等関係機関及び各地域の業界団体等との連携強化

ハローワーク等関係機関との連携強化を図り、連絡会議の設置、高齢者の雇用・就業施策及び各種セミナー開催等の相互取組により、会員拡大及び就業機会の拡大等のシルバー事業の更なる推進を図る。

また、大手スーパーの各地方拠点、地域のスーパー業界、コンビニ業界等各地

域の業界団体等との連携強化を図り、センターの活用について積極的な働きかけを行う。

### 13 社会参加活動の推進

センターは、生涯現役社会の実現に対応し、シルバー事業において量的な受入体制の拡大、多様な選択肢に対応できる雇用・就業を始めとする社会参加活動の領域の拡大等、地域における高齢者のためのワンストップサービスセンターとして、次のような役割を果たすことが求められている。

- ① 雇用・就業、職業能力開発、ボランティア活動、自営、起業、就農等に関する情報の収集・提供や相談機能の充実
- ② 「高齢会員等の社会参加活動の進め方報告書」等を活用し、高齢会員の生活環境に合わせたボランティア活動への参加や、趣味を生かしたサークル活動など「できることを」「できる範囲で」行う社会参加活動

### 14 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

シルバー事業は、地域における高齢者就業等施策の大きな柱であり、その社会的使命は重要なものであるため、不正経理事案が発生すれば、シルバー事業に対する国民からの信頼を著しく損なうばかりでなく、シルバー事業の補助金制度をはじめとする業務運営に重大な影響を及ぼすこととなる。

このため、会計事故の未然防止に努め、会計処理体制（内部牽制体制等）を確立し、会計処理の適正化を図る。

### 15 事業運営基盤の強化

中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化するとともに、高齢者の活躍の場を拡大するため、以下の事項を重点として計画的に推進する。

#### (1) 会員による運営参画の推進と事業運営の効率化

##### ア 業務体制・組織の最適化

理事会・専門部会等の活性化を図り、会員による高齢者の新規入会促進、就業開拓等に加え、専門知識や経験を生かした事務局業務への活用など、会員による運営参画を積極的に推進するとともに、業務体制・組織の最適化を図る。

##### イ 事業運営の簡素化・効率化

サービスの広域化、請負就業における専門的需要の要請に対応するため、「シルバーしごとネット」やOA機器等を活用した業務処理の効率化を一層推進するとともに、センター及び連合本部の事業の共同化、一般運営費の洗い出しなど業務の見直しにより、事業運営の簡素化・効率化を推進する。

## (2) 普及啓発活動

シルバー事業の意義を社会に広く周知するとともに、高齢者の加入を促進するため、センター、連合本部及び全シ協が連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

### ア 普及啓発促進月間（10月）の実施

シルバーの日を中心に、各種ボランティア活動の実施、シルバーフェア・経験交流会の開催等、各センター及び連合本部で一斉にかつ集中的に広報活動を展開する。

### イ 年間を通じた広報活動の展開

#### (ア) 様々なメディアを通じた広報活動の展開

シルバー事業の活動事例情報を新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に提供するなど積極的な広報活動を展開する。

#### (イ) ホームページの活用

センターの活躍事例、各センターの会員及び発注者からの感想等を紹介するなど利用者の視点に立った親しみやすいホームページにするとともに、新しい内容への更新に努める。

また、ホームページを開設している団体は平成30年1月現在で1,372団体中1,019団体と、開設率は74.3%となっている。ホームページ未開設センターに対しては、速やかに開設をするよう促していく。

#### (ウ) リーフレット等の作成・配布

シルバー事業の積極的な周知広報を図るため、就業開拓及び入会促進用リーフレットを作成・配布する。

#### (エ) 地方自治体等のイベントへの積極的な参加

地方自治体や各種団体などが開催するイベントへ積極的に参加し、シルバー事業の広報活動を実施する。

## (3) 自主財源の確保等

シルバー派遣事業の積極的な推進により、自主財源の確保に努め、就業機会の拡大と会員の増強を図る。

なお、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減による自主財源の確保に努める。

## 第4 全シ協が行う事業

全シ協の平成30年3月末現在における会員団体数は、正会員1,160団体、賛助会員639団体、合計1,799団体となっている。

しかしながら、連合本部に加入し、全シ協に加入していないセンターが212団体あり、総団体数の約16.0%を占めている。このため、全シ協は、引き続き連合本部と連携して、新規設置センター及び既存の未加入センターの加入促進の働きかけを強めるとともに、センター未設置地域の解消、サービス地域の拡大に努める。

さらに、シルバー事業の方向性に基づき、以下の事業を着実に実施し、将来を展望したシルバー事業の健全な展開・発展を図る。

### 1 会員及び就業機会の拡大に関する指導・支援事業

会員及び就業機会の拡大は、センター及び連合本部における最重要課題とし、会員拡大については第2次100万人計画に基づく年間目標及びそれに対応する就業延人員目標を定めて、PDCAサイクルにより会員及び派遣就業延人員の目標管理を行うことについて必要な指導、助言を実施する。

- ・会員拡大・就業開拓担当者会議の開催（1回）

### 2 安全就業推進事業

安全・安心なシルバー事業の展開は、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、重篤事故、傷害事故の撲滅や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要である。また、会員の健康は安全就業に大きく影響することから、健康管理、体力づくりが重要となるため、次の事業を行う。

- ① 安全就業ニュースの発行により事故撲滅、安全対策徹底の啓発
- ② 「シルバー世代の健康管理」などを活用した健康管理の推進
- ③ 安全・適正就業推進強化月間（7月）実施要領の作成と実施の呼びかけ
- ④ センター及び連合本部の安全就業指導員会議の開催（1回）
- ⑤ 安全就業優秀・優良センター及び優秀・優良連合の表彰
- ⑥ センター及び連合本部の実施する安全・適正就業推進大会、研修会、講習会及びパトロール等への情報提供等
- ⑦ 重篤事故、1カ月以上6カ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む）及び損害賠償事故の要因分析と再発防止のフォローアップ
- ⑧ 安全就業に係る取組事例等情報の収集、作成・提供
- ⑨ 「安全な運転のために」に係る安全就業基準を各連合が規定するためのフォローアップ
- ⑩ 重篤事故が発生したセンター及び連合本部に対する特別指導の実施

### 3 指導事業

シルバー事業の方向性及びシルバー事業検討会報告書並びにシルバー事業機能強化検討会報告書等を踏まえて策定した「平成30年度シルバー人材センター事業

指導事業実施要綱、実施要領」に基づき、以下の事業を実施する。

なお、シルバー事業を更に進展させるため、労働保険特別会計を財源とする「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」、「高齢者活躍人材育成事業」の着実な推進を図る。

また、平成 30 年度新規事業として、全シ協に SC パートナー事業を導入し、さらにシルバー応援事業を受託するセンターに対し、指導、助言を行う。

全シ協に「スーパーバイザー」を配置し、シルバー派遣事業、適正就業及び成長分野における請負就業（福祉・家事援助サービス事業）の実施に関して、専門的・実践的な助言・援助を行う。

### (1) 重点的に行う指導等

「第 3 シルバー事業の展開」に示した各事業の推進のため、以下の指導、支援等を実施する。

#### ア 会員及び就業機会の拡大

会員拡大については、平成 30 年度から 36 年度までの 7 年間を計画期間とする第 2 次 100 万人計画に基づく中長期計画をすべてのセンター及び連合本部が策定し、会員目標に P D C A サイクルによる目標の管理を行う。センターでは「会員増加に向けた取組事例集」を積極的に活用し、年間目標の確実な達成を目指す。全シ協では会員及び就業機会の拡大に関する情報提供を通じて目標達成のための指導、助言を実施する。

- ・会員拡大・就業開拓担当者会議の開催（1 回）

#### イ 適正就業ガイドラインに沿った業務運営

適正就業ガイドラインは、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な就業の根絶に向けて取り組むこととする。

センターにおいて、適正就業ガイドラインに沿った業務運営の観点から、適正な請負就業として問題がある事案については、偽装請負を根絶するため、早期にシルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替えること及び臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正するよう指導・助言する。

- ・適正就業担当者会議の開催（1 回）

#### ウ シルバー派遣事業

目標を達成するため、以下の指導、支援を行う。

- ① 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」及び「高齢者活躍人材育成事業」における計画目標値について、P D C A サイクルによる進捗管理により事業実績の向上のための支援
- ② サービス等の人手不足分野や保育・介護等の現役世代を支える分野に

おける就業機会の拡大のための派遣就業情報の提供

- ③ 事業実績のない実施事業所に対し、適正就業ガイドラインに沿った業務運営の観点から、早期にシルバー派遣事業への切り替えについて、連合本部への指導
- ④ ブロック別シルバー派遣事業実務担当者会議の開催（5 か所）
- ⑤ 派遣元責任者講習の実施（5 か所）

## エ 職業紹介事業

職業紹介事業の適正な運営の確保及び事業実績のない実施事業所に対する支援に取り組む。

- ・職業紹介責任者講習の開催（4 か所）

## オ 業務拡大への対応（高齢法第 39 条）

高齢法第 39 条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事の指定を受けるべく適切な対応が図られるよう、事例紹介等の情報提供などの支援、指導を行う。

また、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応となるよう指導を行う。

## カ SC パートナー事業

きらりシルバー応援事業を受託するセンターの取組について、連合本部とともに訪問による指導・助言を実施し、センターの円滑な事業実施の支援を行う。

また、各センターの取組事例等の共有化と事業の進捗状況の平準化を図るため、担当者会議を開催する。

- ・きらりシルバー応援事業担当者会議の開催（3 回・新規）

## キ 福祉・家事援助サービス事業

福祉・家事援助サービス事業については、以下の指導、支援の事業を行う。

- ① 福祉・家事援助サービス担当者会議の開催（1 回）
- ② 福祉・家事援助サービス事業実績の提供
- ③ センター及び連合本部からの情報・事例の収集及び提供

## ク 新総合事業

新総合事業については、平成 29 年度末までに受託済及び平成 30 年度受託予定を含めると、全国で 396 センターが本事業の受託団体となっている。地域のニーズに応え、本事業の実績向上を目指すために、実績のないセンターにおける実績向上及び参入を希望しているセンターに対する事業受託に向けた支援を図る。

また、継続的かつ安定的な運営にあたって、受託団体の担当者が情報交換をできるように支援する。

- ・新総合事業担当者会議の開催（1回）

#### ケ 空き家管理対策事業

空き家管理対策事業については、平成29年9月現在382センターが実施しており、今後実施予定を含めると608センターとなっている。先進事例を収集し、実施希望センター等へ提供を行うこととし、平成30年度末の実施率60%以上を目指す。

#### コ 地域就業機会創出・拡大事業

地域就業機会創出・拡大事業については、シルバー事業として継続可能な事業を立ち上げることにより、高齢者の新たな就業機会の拡大を図るため、次のような支援等を行う。

- ① 事業計画立案等における助言、情報提供等
- ② 制度の趣旨に沿った事業計画の審査及び事業実績の評価を審査・評価委員会において実施
- ③ 事業の進捗状況等を収集・分析し、センター及び連合本部に提供
- ④ 事業の適切な運営等のためのセンター及び連合本部に対する業務指導
- ⑤ 厚生労働省との定期的な情報交換、及び意見・要望等の提供

#### サ 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

会計事故の未然防止に努め、会計処理の適正化を図るため、以下のことを確実に実施するよう指導する。

- ① 経理責任者及び出納責任者の区分による内部牽制体制の明確化
- ② 経理責任者による月次決算の励行及び理事長への報告の徹底
- ③ 公印・金庫の保守管理、領収書管理の適正化
- ④ 未収金管理の適正化
- ⑤ 発注者等からの入金及び会員への配分金支払等の口座振込処理の徹底

#### (2) 連合本部に対する定期指導

定期指導対象連合本部に対して、「平成30年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」に定めた重点事項に基づき、定期指導を実施する。

なお、定期指導を実施する際は、連合加入の全センター参加の下に意見交換会方式による集団指導を実施し、課題・懸案事項等の共有化を図る。

#### (3) センター及び連合本部に対する特別指導

シルバー事業を運営する上で重大な問題が生じた場合、必要に応じて該当センター又は連合本部に対して、特別指導を実施する。



#### (4) センター及び連合本部に対するシルバー派遣事業及び職業紹介事業に係る特別指導

特別指導については、特別指導基準を制定の上、該当センター及び連合本部に対して特別指導を実施する。

なお、特別指導を実施する際は、該当センター参加の下に意見交換会方式による集団指導を実施し、課題・懸案事項等の共有化を図る。

#### (5) 連合本部が行うセンターに対する指導

センターに対する指導は、原則として連合本部が行うこととし、全シ協作成の「平成 30 年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」に基づく「シルバー人材センター指導マニュアル」により、全シ協と連携協力して指導、援助を行う。

なお、全シ協はこれらの指導の実効が上がるよう支援するとともに、連合本部の指導担当者（事務局長）から、センター指導の年間計画及び指導結果の提出を求め、必要に応じて助言等を行う。

### 4 研修事業

シルバー事業への期待が高まる中、役職員が役割を果たし、地域の方々から評価を得る取り組みが必要である。

このため、「平成 30 年度シルバー人材センター研修・業務会議指針」（以下「指針」という。）に基づき研修を実施するとともに、連合本部等の研修に対し支援を行う。

#### (1) 中央研修

センター及び連合本部の役職員に対して、シルバー事業の理念、組織運営及び業務運営等について専門的又は実践的な知識を付与するとともに、それぞれの役割に応じた指導・企画力等の向上を図ることを目的とし、次の研修を実施する。

- ① 新任理事長（会長）研修
- ② 新任事務局長研修
- ③ 中堅職員研修

#### (2) ブロック別シルバー人材センター等連絡協議会等が開催する研修への支援

指針に基づき研修を実施する、ブロック別シルバー人材センター等連絡協議会（以下「ブロック協議会」という。）及び連合本部に対して、次の支援を行う。

- ① ブロック協議会又は連合本部等が開催する研修について、要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② ブロック協議会が開催する研修の充実のための援助

## 5 情報の収集・提供等

高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出や地域社会の活性化への様々なアプローチが図られるよう、シルバー事業関係情報の収集・提供等を行う。

### (1) 統計情報・調査の整備・提供

- ① シルバー事業の企画運営に迅速・的確に活用するための、各種統計情報の整備・提供
- ② 請負・委任及びシルバー派遣事業の就業実績の的確な把握。
- ③ シルバー派遣事業における事故状況（労災事故）の把握
- ④ 高齢法第 39 条に基づく業務拡大に係る都道府県知事の指定の状況とマッチング実績の把握
- ⑤ 「シルバー人材センター事業統計（年報・月次報）」の作成、提供
- ⑥ 平成 29 年度に実施した「80 歳代になっても元気で働けるシルバー人材センターのあり方に関する調査研究」の結果を踏まえた新しい調査研究
- ⑦ 厚生労働省と連携し適宜実施する、シルバー事業に係る調査結果

### (2) シルバーしごとネットの利用促進

シルバーしごとネットのより一層の利用が図られるよう、普及啓発に努める。

### (3) 全シ協会員専用ページ等による情報提供

全シ協会員専用ページ等を活用し、センター及び連合本部に対し、次の情報提供を行う。

- ① シルバー事業に関連する施策や報告書などの所在情報
- ② 「就業機会・会員拡大コーナー」による就業機会・会員拡大に資する各種情報
- ③ シルバー事業に関する活動状況等の情報
- ④ 通達及び各種会議・研修資料
- ⑤ 統計データを活用し、事業実績（会員数、契約金額、就業延人員、受注件数）をビジュアルに表現する「統計分析機能」

### (4) シルバー事業拡大のための「アイデア」募集

「就業機会、会員数の拡大等」に係るアイデアの募集を行う。

## 6 普及啓発事業

センター及び連合本部の行う普及啓発活動を支援するとともに、全シ協としても、マスコミ等を活用した普及啓発事業を積極的に展開する。

#### (1) 普及啓発促進月間の設定

10月を「シルバー人材センター事業普及促進月間」、第三土曜日を「シルバーの日」と設定して、センター及び連合本部による集中的な広報活動を促すとともに、全シ協としても積極的な広報活動を展開する。

#### (2) 事業概要の作成及び配布

行政への陳情・要請時の事業説明、商工会議所や各種来訪者等に対する事業説明、地域の企業等への就業先開拓及び、地元メディア等の取材対応等に役立つ「シルバー人材センター事業の概要 2018」を作成し、センター及び連合本部に配布する。

#### (3) センター及び連合本部の広報活動の支援

センター及び連合本部の実施するマスコミ公表、ホームページの活用及びリーフレットの作成、配布等の広報活動に対して、情報やノウハウ等の提供等によって支援する。

#### (4) 「月刊シルバー人材センター」を活用した普及啓発活動の推進

掲載内容の一層の充実を図るため、企画編集に積極的に協力するとともに、シルバー事業の普及啓発活動の展開に有効活用を図る。

#### (5) マスコットキャラクター等の活用促進

センターが、地域住民に愛され、親しまれる団体として、広く利用されるよう、マスコットキャラクター「チエブクロー」の様々なイメージデザインを作成するなど、センターのシンボルとして、センターのイメージアップや、多くの人に親しまれ、愛着が持たれる「チエブクロー」の活用促進を図る。

#### (6) 全シ協のホームページを利用したセンターの事業紹介

全シ協のホームページ上でセンターの行う独自事業や空き家管理事業等を積極的にPRし、発注増を図る。

#### (7) 頒布事業の推進

シルバー事業の普及啓発の促進と適正・安全な事業運営を確保するため、次の頒布物を作成・販売する。

- ① 会員手帳（2019年版）
- ② 「チエブクロー」オリジナルグッズ
- ③ シルバー事業運営に役立つ各種書籍

### 7 諸会議の開催

全シ協の運営及びシルバー事業の運営に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

(1) 定款に定める会議

会 議 名	開催回数
定時総会	1 回
理 事 会	5 回
理事会部会 ・総務部会 ・企画情報部会 ・組織財政部会 ・事業部会	随 時

(2) その他の会議

会 議 名	開催回数
都道府県シルバー連合会長（理事長）会議	1 回
都道府県シルバー連合事務局長会議	3 回

8 その他の事業等

(1) 東日本大震災被災センターへの支援

東日本大震災により甚大な被害を受けたセンターに対し、事業運営の回復のための支援を引き続き行う。

(2) 長期就任都道府県連合及びセンター会長（理事長）、優良都道府県連合及びセンターの表彰

「表彰規程」に基づき、事業の発展に寄与し、功労のあったものの表彰について、平成 29 年度の理事会にて決定した被表彰団体・被表彰者に対し、平成 30 年度定時総会にて表彰を行う。

(3) 連合本部及びブロック協議会に対する支援

連合本部及びブロック協議会において、経験の交流や課題の解決に向けて共同した取組を進めるなど、シルバー事業の発展を図るため、その事業運営に要する経費の一部について支援する。

(4) 職員・会員に対する福利厚生事業

職員に対する厚生年金基金その他の福利厚生事業の普及促進を図るとともに、全シ協のホームページや「月刊シルバー人材センター」を活用して、職員・会員の健康の維持・増進や相互交流を推進する。

## 第5 平成30年度 国のシルバー事業関連予算

平成30年度国のシルバー事業関連予算は、関係各方面に強く要請行動等を行った結果、前年度に比し0.7%増の153億1千7百万円となった。このうち補助金については、前年度に引き続き増額され、138億円となり、前年度に引き続き、事業仕分け前水準を上回った(表1)。

国庫補助金等の予算の主な内容は、次のとおりである。

### 1 シルバー連合関係

#### (1) 補助事業

##### イ 一般会計

シルバー連合運営費補助事業は、前年度9千7百万円が増額され、68億6千3百万円となった。

##### ロ 労働保険特別会計雇用勘定

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業は前年度より7億1千8百万円が増額され、61億8千8百万円となった。

地域就業機会創出・拡大事業は、前年度より7億2千3百万円が減額され、6億7千5百万円となった。

#### (2) 委託事業

労働保険特別会計雇用勘定の高齢者活躍人材育成事業は、4千5百万円減額され、13億6千5百万円が計上された。

また、きらりシルバー応援事業が新設され、5千万円が計上された。

### 2 全シ協関係

全シ協関係予算は、一般会計が1億4千9百万円で、前年度と同額である。内訳は、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する指導のための委託費及びシルバー人材センター事業の援助等事業のための補助金である。

また、労働保険特別会計雇用勘定の「シルバー人材センター適正就業強化事業」については、5百万円増額され、2千8百万円が計上された。

### 3 その他

高齢者スキルアップ・就職促進事業は、前年度とほぼ同額の17億8千8百万円が計上された。

表1 平成30年度 国のシルバー事業関連予算

(単位：千円)

事業名等	平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	対前年度比 増(△)減額	対前年比
<b>I 都道府県シルバー人材センター連合関係</b>	15,140,480	15,042,599	97,881	100.7%
一般会計：補助金	6,863,323	6,766,430	96,893	101.4%
雇用勘定：委託費、補助金	8,277,157	8,276,169	988	100.0%
1 シルバー連合運営費等補助	13,725,594	13,632,943	92,651	100.7%
(1) シルバー連合運営費補助 (一般会計：補助金)	6,863,323	6,766,430	96,893	101.4%
(2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 (雇用勘定：補助金)	6,187,586	5,469,320	718,266	113.1%
(3) 地域就業機会創出・拡大事業 (雇用勘定：補助金)	674,685	1,397,193	△722,508	48.3%
2 高齢者活躍人材育成事業 (雇用勘定：委託費)	1,364,886	1,409,656	△44,770	96.8%
3 きらりシルバー応援事業 (雇用勘定：委託費)	50,000	—	50,000	新規
<b>II 全国シルバー人材センター事業協会関係</b>				
1 シルバー人材センター事業の拡充	176,348	171,332	5,016	102.9%
うち、一般会計：委託費、補助金	148,804	148,857	△53	100.0%
(1) シルバー人材センター連合の管理運営等 に関する指導	118,319	113,286	5,033	104.4%
一般会計：委託費	90,775	90,811	△36	100.0%
雇用勘定：委託費	27,544	22,475	5,069	122.6%
(2) シルバー人材センター事業の援助等事業 (一般会計：補助金)	58,029	58,046	△17	100.0%
<b>合計 (I + II)</b>	15,316,828	15,213,931	102,897	100.7%
<b>III その他</b>				
1 高齢者スキルアップ・就職促進事業 (雇用勘定：委託費)	1,788,162	1,788,491	△329	100.0%

【参考】

平成30年度 全シ協主催研修等実施計画

研修等名称		内容	開催年月日	開催場所	定員
理事長・事務局長及び職員研修	第1回新任事務局長研修 ・連合本部事務局長 ・センター(会員数1000人以上) ・センター(会員数300人以上1000人未満)	講義等	平成30年8月30日(木) ～31日(金)	連合会館(東京)	120
	第2回新任事務局長研修 ・センター(会員数300人以上1000人未満) ・センター(会員数300人未満) ・新規国庫補助対象新任事務局長	講義等	平成30年9月13日(木) ～14日(金)	連合会館(東京)	120
	第1回新任理事長(会長)研修 ・連合本部理事長(会長) ・センター(分け方は新任事務局長研修に同じ)	講義等	平成30年10月25日(木) ～26日(金)	連合会館(東京)	80
	第2回新任理事長(会長)研修 ・センター(分け方は新任事務局長研修に同じ)	講義等	平成30年11月12日(月) ～13日(木)	連合会館(東京)	80
	中堅職員研修	講義等	平成31年2月21日(木) ～22日(金)	すみだ産業会館(東京)	120
連合・センター職員業務会議	新総合事業担当者会議(分科会方式)	講義等	平成30年11月7日(水)	連合会館(東京)	150
	福祉・家事援助サービス担当者会議	講義等	平成30年12月17日(月)	連合会館(東京)	150
	適正就業担当者会議	講義等	平成30年7月17日(火)	連合会館(東京)	150
	会員拡大・就業開拓担当者会議	講義等	平成30年4月11日(水)	連合会館(東京)	200
	安全就業指導員会議	講義等	平成30年11月1日(木)	連合会館(東京)	150
	きらりシルバー応援事業担当者会議 (10センター・連合)	講義等	未定(平成30年7月頃)	未定(東京)	30
		講義等	未定(平成30年11月頃)	未定(東京)	30
		講義等	未定(平成31年2月頃)	未定(東京)	30
	ブロック別 シルバー派遣事業実務担当者会議	講義等	平成30年4月17日(火)	ホテルメルパルク大阪 (近畿ブロック)	150
		講義等	平成30年6月8日(金)	富山県中小企業研修センター (北信越ブロック)	100
講義等		平成30年6月29日(金)	ウイंकあいち (東海ブロック)	130	
講義等		平成30年7月20日(金)	ホテル広島ガーデンパレス (中国ブロック)	80	
講義等		平成30年11月20日(火)	ホテルポールスター札幌 (北海道ブロック)	40	
小 計					1,910
派遣元責任者講習	講義等	平成30年7月6日(金)	ホテル白萩(仙台)	150	
	講義等	平成30年8月1日(水)	連合会館(東京)	200	
	講義等	平成30年9月28日(金)	KKRホテル大阪(大阪)	250	
	講義等	平成30年11月2日(金)	福岡県中小企業振興センター (福岡)	160	
	講義等	平成31年2月6日(水)	連合会館(東京)	150	
小 計					910
職業紹介責任者講習	講義等	平成30年9月4日(火)	仙台サンプラザ(仙台)	100	
	講義等	平成30年10月12日(金)	福岡県中小企業振興センター (福岡)	100	
	講義等	平成30年12月11日(火)	KKRホテル大阪(大阪)	200	
	講義等	平成31年1月22日(火)	連合会館(東京)	200	
小 計					600
合 計					3,420

【参考】

平成30年度 全シ協主催会議等開催計画

年度	会 議 名	開 催 日	場 所	備 考
30	① 監事監査	平成30年5月15日(火) 午前11時～午後2時	協会会議室	
	② 第1回理事会	平成30年5月17日(木) 午後1時～4時	協会会議室	
	③ 第1回都道府県シルバー 連合事務局長会議	平成30年5月31日(木) 午後1時～午後4時50分	江東区産業会館	
	④ 第2回理事会	平成30年6月21日(木) 午前11時45分～午後0時45分	中野サンプラザ	
	⑤ 定時総会	平成30年6月21日(木) 午後1時～4時30分	中野サンプラザ ホール	(交流会あり)
	⑥ 第3回理事会	平成30年9月6日(木) 午後1時～4時	協会会議室	
	⑦ 第2回都道府県シルバー 連合事務局長会議	平成30年9月20日(木) 午後1時～4時30分	東陽セントラル ホール	
	⑧ 都道府県シルバー連合 会長(理事長)会議	平成30年10月または11月 時間未定	未 定	前日または翌日に 議連総会開催予定
	⑨ 第3回都道府県シルバー 連合事務局長会議	平成31年1月17日(木) 午後1時～4時30分	東陽セントラル ホール	
	⑩ 第4回理事会・部会	平成31年1月31日(木) 午後1時～4時30分	未 定	
	⑪ 第5回理事会	平成31年3月14日(木) 午後1時～4時	協会会議室	